

警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案に対する意見の募集について

1 意見募集の趣旨

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）による改正後の警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）の施行に伴う警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和8年7月24日（金）から同年8月22日（土）まで（30日間）

3 概要

- 管理者への通知は、電子メールを送信する方法その他の方法により行うものとする等と定める。
- 関東管区警察局長は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁長官（以下「長官」という。）に報告しなければならないこと等を定める。
- 警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならないこと等を定める。
- サイバー危害防止措置執行官は、サイバー危害防止処置の状況を書面又は電磁的記録媒体に記録しなければならないこと等を定める。
- 関係都道府県警察の警察本部長は、警察法（昭和29年法律第162号）第61条の2第1項の規定により、合同処理を行わせる場合は、合同処理に係る都道府県警察、合同処理に係る事案等をその内容に含む協定を締結しなければならないこと等を定める。
- 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施に関し、警職法第6条の2第4項の承認の求め及び第6条の2第9項の規定による通知並びに当該承認のそれぞれの件数及び概要等を報告するものとする等と定める。

4 施行期日

令和8年10月1日（予定）